

建設工事等の入札者心得（令和5年3月29日 公告第69号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>6 入札の打ち切り等</p> <p>(1) 入札が公正に執行できないと認められるときは、その入札の執行を延期し、又は打ち切ることがあります。</p> <p>(2) 指名競争入札において、入札者が1人となった場合は、入札を打ち切ることとします。</p> <p><u>(3) 指名競争入札において、再入札に参加できる者が1人となった場合は、入札を打ち切ることとします。</u></p>	<p>6 入札の打ち切り等</p> <p>(1) 入札が公正に執行できないと認められるときは、その入札の執行を延期し、又は打ち切ることがあります。</p> <p>(2) 指名競争入札において、入札者が1人となった場合は、入札を打ち切ることとします。</p> <hr/> <hr/> <hr/>

附 則

この入札者心得は、令和5年4月1日から実施します。